

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和7年6月18日	
契 約 件 名	液体窒素循環ポンプの修理 一式	
契 約 金 額	5,133,700円	
契 約 の 相 手 方	東京都板橋区舟渡1-12-11 (株)鈴木商館	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第二係 TEL 029-864-5166	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第一号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	本件は、PF-ARのビームラインNW14Aに設置されている液体窒素循環装置に組み込まれている液体窒素循環ポンプの修理を実施するものである。	
随意契約の理由	<p>修理対象である液体窒素循環ポンプは、米国バーバーニコルス社によって設計、製作されたものであることから、構造、機能、性能、特性などについて熟知している唯一の企業であり、(株)鈴木商館はバーバーニコルス社の国内唯一の代理店である。</p> <p>また、本件に係る液体窒素循環装置は、(株)鈴木商館によって設計、製作されたものであり、同社は本装置の設計・製造及び試験データ等、システム全体に関する詳細な資料を有している国内唯一の企業である。</p> <p>従って、液体窒素循環ポンプの修理から液体窒素循環装置の実装、液体窒素循環装置全体としての機能を回復させるまでの全工程において、適切に管理し完遂する技術と信頼性を有する者は(株)鈴木商館において他には無く、同社が本件を請け負うことにより、本液体窒素循環装置の性能と保証を確保することができる。</p>	